

○南房総市大学生等生活支援給付金支給事業実施要綱

令和8年3月4日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー・食料品等の物価高騰等により生活に影響を受ける大学生等を支援するため、南房総市大学生等生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上及び専攻科に限る。）、高等学校（専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）

イ 独立行政法人等が設置する大学校

ウ 大学進学を目的とした進学予備校であって、学校教育法に基づく専修学校又は各種学校の認可を受けているもの

(2) 大学生等 大学等に在学し、主として学業に専念する者をいう。

(3) 父母等 大学生等の父母又はこれに代わる者であって、当該大学生等を扶養し生計を維持しているものをいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 平成15年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者

(2) 令和8年2月12日（以下「基準日」という。）において大学生等である者（基準日以降に大学等を卒業した者を含む。）であって、当該在学を証明できるもの

(3) 大学生等又は父母等が、令和7年4月1日からこの給付金の申請日までの間におい

て、引き続き南房総市の住民基本台帳に記録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に給付することが適当と認めた者を支給対象者とすることができるものとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の支給額は、支給対象者1人につき3万円とし、給付金の支給は、支給対象者1人につき1回限りとする。

(給付金の支給の申請及び支払の請求)

第5条 支給対象者のうち、給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大学生等生活支援給付金支給申請書兼請求書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、及び請求しなければならない。

(1) 基準日以後に発行された申請者の在学証明書又は卒業証明書の写し(基準日以降に大学等を卒業した者にあつては、基準日において在学していたことが確認できる書類)

(2) 申請者の本人確認書類の写し

(3) 給付金の振込先が確認できる申請者名義の通帳等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(代理による申請等)

第6条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が申請等をできない場合は、父母等は、支給対象者の代理人(以下「代理人」という。)として前条の規定による給付金の支給の申請及び請求若しくは給付金の受領又はその両方を行うことができる。

2 前項の代理人となれる者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限り代理人となることができる。

3 代理人が給付金の支給の申請及び請求をするときは、当該代理人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、及び請求するものとする。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 委任状(申請書の委任欄へ記載する場合を含む。)

(3) 代理人の本人確認書類の写し

(4) 支給対象者と代理人の代理関係を確認できる書類

(5) 給付金の振込先が確認できる支給対象者又は代理人名義の通帳等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は支給対象者との代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けないものとする。

(申請の期限)

第7条 給付金の申請の期限は、令和8年7月31日とする。

2 前2条の規定による給付金の支給の申請が郵送で行われた場合は、前項の申請期限までの消印があるものを有効な申請とする。

(支給決定等)

第8条 市長は、第5条又は第6条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、給付金を支給することを決定したときは大学生等生活支援給付金支給決定通知書（別記第2号様式）により、給付金を支給しないことを決定したときは大学生等生活支援給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請者又は代理人に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに当該給付金を当該支給の決定を受けた者が指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行った場合において、支給対象者又はその代理人が第7条第1項に規定する申請期限までに第5条又は第6条の規定による申請をしなかったときは、支給対象者又はその代理人が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他申請者又は代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、給付金の支給決定を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたと認めるときは、当該給付金の支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、大学生等生活支援給付金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該支給決定を受けた者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、大学生等生活支援給付金返還命令書（別記第5号様式）により、期限を定めて、給付金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。